

「空家等情報登録制度(空家バンク)」について

町内の空家・空き地の有効活用のため、ぜひ「空家等情報登録制度(空家バンク)」を活用してください。

【空家・空き地等をお持ちの方へ】

町内にある空家、空き地、空き店舗(事務所)を登録することができます。登録申請後、担当者が内覧・写真撮影を行いホームページに掲載します。その後、利用希望者が現れましたら役場から連絡をいたします。なお、契約につきましては、登録者と利用者で進めていただきます。

【空家・空き地等を探している方へ】

町内で空家・空き地等を探している方は、利用者登録していただくことにより、登録物件の詳細情報をお知らせします。希望に添う物件は物件登録者と売買等の協議が可能になります。

【ご注意】

なお、町は情報提供を行うのみで、物件の貸借や売買のあっせん、仲介は行いません。貸借や売買に係る協議や契約、またトラブルが生じた場合の対応は当事者で行っていただきます。

「津別町空家バンク」アドレス
<https://www.tsubetsu-estate.com>
 アクセスQRコード→



問い合わせ先

産業振興課 商工観光係 ☎76-2151
 北海道つべつまちづくり株式会社 ☎77-6081

【年末年始】町有施設の休館・休業のお知らせ

年末年始の町有施設・各種業務は、次の通りお休みいたします(通常休館・休業日を含みます)。
 ○=開庁・開館・営業・運行、△=営業時間変更、×=閉庁・休館・休業・運休

施設・業務	令和元年 12月					令和2年 1月					
	27日(金)	28日(土)	29日(日)	30日(月)	31日(火)	1日(水)	2日(木)	3日(金)	4日(土)	5日(日)	6日(月)
役場庁舎	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
さんさん館	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○
中央公民館	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	×
農トレ	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	×
町民会館	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	×
児童館	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○
公衆浴場	○	○	○	×	△	×	×	×	○	○	×
※12月31日(火)は正午から午後4時まで営業。											
木材工芸館キノス	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○
ネイチャーセンター	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○
施設・業務	27日(金)	28日(土)	29日(日)	30日(月)	31日(火)	1日(水)	2日(木)	3日(金)	4日(土)	5日(日)	6日(月)
道の駅あいおい	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	×
まちバス	○	○	×	○	×	×	×	×	○	×	○
※予約運行(相生線は一部予約無しで乗車できます)。まちバス直通電話 ☎76-2166											
ごみ収集	通常通り		×	通常通り	×	×	×	×	×	×	通常通り
生ごみ直接搬入	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
一般廃棄物処分場・リサイクルセンター	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	○
クリーンセンター	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	○
水道業務	水道凍結は直接業者にお申し出ください。年末年始は次の業者が担当します。				(株)四ツ輪工業 ☎73-3673	×	(株)清水建設 ☎090-5981-8432		※1月1日は業者も休みとなります。		



除雪作業にご理解とご協力をお願いします

町では皆さんのご意見やご要望を念頭に置いて、安全で迅速、効率的な除排雪を行っています。しかし、行政だけの除雪には作業に限界があり、町民の皆さん一人ひとりのご理解と地域ぐるみの協力が不可欠です。いよいよ除雪のシーズンの到来です。次のことについて、今年も皆さんのご協力をお願いします。

早朝の作業にご理解を

除雪の出勤基準はおおむね積雪10cmとし、早朝3時頃から出勤します。騒音や振動でご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解をお願いします。

路上駐車はやめて

路上駐車は、除雪作業への支障ばかりではなく、交通事故につながるおそれがあります。絶対しないでください。

故障などでやむを得ない場合は、除雪車や他の車に分かるような措置を取りましょう。そしてできる限り速やかに移動してください。

※「路上駐車」は法律で禁止行為とされています(自動車の保管場所の確保等に関する法律：三月以下の懲役、又は二十万円以下の罰金)。

道路に物を置かないで

自宅や車庫出入口に、車両用スロープ台や看板用ブロックなどを置かないでください。作業の支障や事故の原因となります。

歩道に雪を出さないで

車道や歩道に出された雪がよく見られます。車道や歩道に雪が出されると、わだちが生じて自動車のハンドルを取られたり、歩行者(多くは子どもやお年寄り)が車道を歩かざるを得ないなど、危険な事態につながります。

※「道路への雪出し」は法律で禁止行為とされています(道路交通法：三月以下の懲役、又は五万円以下の罰金)。

除雪車に近づかないで

除雪では常に「安全」を意識して作業を行っています。除雪車は音も大きく、後方などに死角が多いことから大変危険です。絶対に近寄らないでください。特に子どもに対するご指導をお願いします。

また、排雪のときに除雪車に向かって雪を出すこともおやめください。除雪車に近づくことになり、大変危険です。ご家庭や事業所敷地内または指定の雪捨て場(場所は左図のとおり)に搬出してください。

除雪に関する問い合わせ先

- ・国道に関すること
 北海道開発局網走開発建設部北見道路事務所
 ☎0157-36-2281
- ・道道に関すること
 オホーツク総合振興局網走建設管理部事業課
 ☎0152-41-0742
- ・町道に関すること
 役場建設課 ☎76-2151
 除雪センター ☎76-2739

雪捨て場案内図

